

地域バイオマス利活用交付金(拡充)

【4,046(11,164)百万円】

対策のポイント

バイオマスタウン構想の実現に向けた地域の取組への支援を拡充します。

バイオマスタウン構想の実現に向けた地域の主体的な取組を加速化するため、ソフト支援の実施主体に都道府県を追加するとともに、ハード支援のバイオマス変換施設の整備にリース方式による仕組みを導入します。

政策目標

平成22年度までにバイオマスタウンを300地区構築

<主な内容> ※下線部が拡充内容

(1) ソフト支援

① バイオマスタウン構想支援事業

- ・ 市町村が策定するバイオマスタウン構想策定の取組を支援します。

② プラットフォームづくり支援事業

都道府県によるバイオマスタウンの実現に向けた取組への支援を行うため、事業実施主体に都道府県を追加します。

- ・ バイオマスタウン構想等の実現のための総合的な利活用システムを構築する取組を支援します。
- ・ バイオマス利活用の高度化検討の取組を支援します。

(2) ハード支援

バイオマス利活用の更なる推進に向けて多様な事業主体が取組に参画できるよう以下の①～②によるバイオマス変換施設の整備にリース方式による仕組みを導入します。

- ① 地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備に対する支援を行います。
- ② 新技術等を活用したバイオマス変換施設及びバイオマス発生施設・利用施設のモデル的な整備に対する支援を行います。
- ③ 既存施設の事業成果を拡大させるための増設、改造等の実施に対する支援を行います。
- ④ 家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な共同利用のたい肥化施設等の整備に対する支援を行います。

<事業実施主体>

(1) ソフト支援

都道府県((1) ②のみ)、市町村、農林漁業者の組織する団体、NPO法人、食品事業者、バイオマスタウン構想を策定した市町村が必要と認める法人、地域協議会 等

(2) ハード支援

都道府県、市町村、第3セクター、農林漁業者の組織する団体、民間事業者 等

<交付率>

定額(1/2以内等)

【お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課 03-3502-8466(直)】

地域バイオマス利活用交付金

○地域におけるバイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組を交付金により支援

地域提案による事業内容も実施可能とする等、地域における創意工夫を凝らした主体的な取組を推進

【ソフト支援】

バイオマスタウン構想への支援

バイオマスタウン構想の策定、バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築等を実現。

バイオマスタウン構想策定

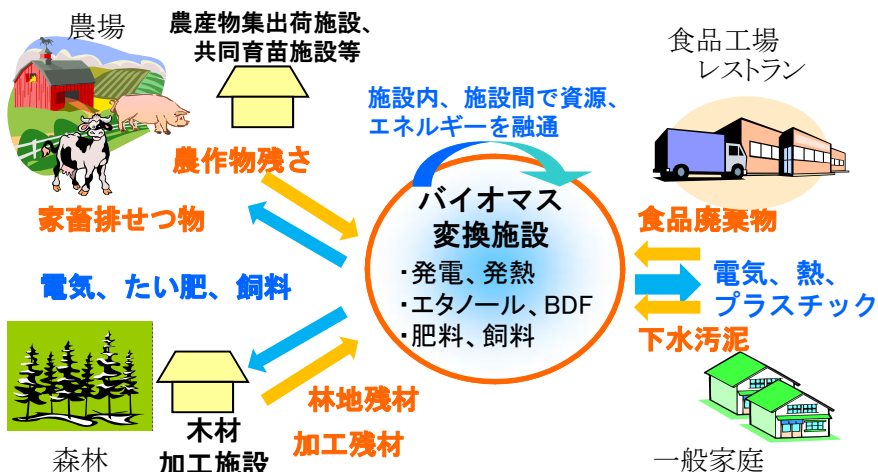
プラットフォームづくり支援事業

・バイオマスタウン構想実現のための総合的利活用システムの構築 等

【ハード支援】

バイオマス関連施設の整備

地域の自主性に基づき、バイオマスをエネルギー等に変換する施設の整備と併せて、バイオマス供給施設・利用施設等、バイオマスの円滑な利活用に関連する施設を一体的に整備することにより、総合的な利活用システムを実現。



「バイオマス・ニッポン総合戦略」の強力な推進 ～バイオマスタウン構想の実現～

バイオマスタウンの実現

地域の関係者の連携

市町村
+
NPO、農協、事業者団体、
地方大学等

バイオマス利活用の中期的方針
(バイオマスタウン構想書)作成

農林水産省
+
関係府省

地域の取組に対し
情報の共有と連携

地域におけるバイオマスの
効率的な利活用を実現

